

第26回 定時株主総会 招集ご通知



■ 日時

2022年12月23日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時30分)

■ 場所

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

Otemachi One3階
大手町三井カンファレンス Room3

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
添付書類	
事業報告	8
計算書類	30
監査報告書	33

新型コロナウイルス感染症への対応について

株主総会会場において新型コロナウイルスの感染防止を図るため、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますが、感染リスクを回避するため、可能な限り、郵送またはインターネットにより、事前に議決権をご行使いただき、株主総会へのご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。

会場の座席間隔を拡げるため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。

ご来場される場合は、マスクの着用及びアルコール消毒の使用など、周囲への感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

株式会社 **ストライク**

証券コード：6196

証券コード6196
2022年12月5日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町一丁目2番1号
株式会社 ストライク
代表取締役社長 荒 井 邦 彦

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、郵送（書面）またはインターネット等により事前に議決権を行使していただき、株主総会当日のご来場はお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年12月22日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 2022年12月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場所 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi One 3階
大手町三井カンファレンス Room 3
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第26期（自2021年10月1日 至2022年9月30日）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 議決権の行使についてのご案内

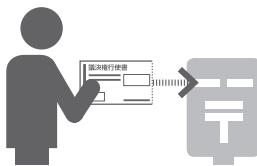
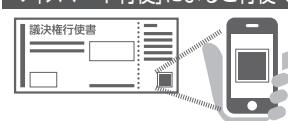
- (1)書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月22日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。
- (2)インターネットによる議決権行使の場合は、後記（4頁）の「インターネット等による議決権行使」をご確認の上、2022年12月22日（木曜日）午後5時45分までに賛否をご入力ください。
- (3)インターネットによる方法で議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (4)書面とインターネットによる方法とを重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

以上

-
- ◎お土産のご用意はありませんので、あらかじめご了承くださいませようようお願い申し上げます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ウェブサイト (<https://www.strike.co.jp>) に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類及び上記ホームページ掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した書類であります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は当社ウェブサイト (<https://www.strike.co.jp>) に掲載させていただきます。
 - ◎本総会当日の報告事項は、後日当社ウェブサイト (<https://www.strike.co.jp/ir/library/meeting.html>) で動画をご視聴いただけますのでご活用ください。

議決権行使のご案内

5頁以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使される場合		
<p>◆ 郵送による議決権行使 ◆</p>  <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。</p> <p>行使期限 2022年12月22日(木曜日) 午後5時45分到着分まで</p>	<p>インターネット等による議決権行使 (詳細につきましては次頁をご覧ください。)</p> <p>◆ 「スマート行使」によるご行使 ◆  同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。 ※QRコード®は、株式会社デンソーウェアの登録商標です。</p> <p>行使期限 2022年12月22日(木曜日) 午後5時45分行使分まで</p>	
	<p>◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆</p> <p>議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net</p> <p>にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限 2022年12月22日(木曜日) 午後5時45分行使分まで</p>	
当日ご出席される場合		
<p>◆ 株主総会へ出席 ◆</p> 	<p>同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。</p> <p>株主総会開催日時 2022年12月23日(金曜日) 午前10時 (受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)</p>	

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使
について

☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他の
ご照会

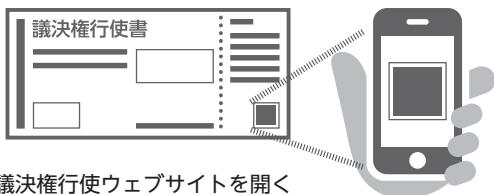
☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

インターネット等による議決権行使

◆「スマート行使」によるご行使◆

1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

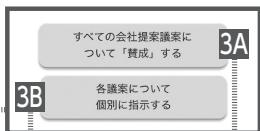
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



2 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



各議案について個別に指示する

全ての会社提案議案について「賛成」する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して完了です。

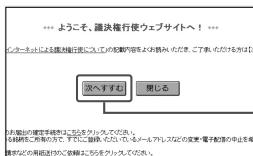


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード[®]を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

◆ 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 ◆

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

2 ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 パスワードを入力する



「初期パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予めお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開等を総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保に留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としており、当期純利益の概ね25%を目標としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。

- ② 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 40円
総額 765,629,640円

- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年12月26日

(ご参考) 1株当たり配当金の推移

期	第23期 (2019年8月期)	第24期 (2020年8月期)	第25期 (2021年9月期)	第26期 当期 (2022年9月期)
金額	14.5円	24円	32円	40円

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものとします。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 定款第17条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以上

添付書類

事業報告
〔 自 2021年10月1日 〕
〔 至 2022年9月30日 〕

当社の前事業年度は、決算期変更により2020年9月1日から2021年9月30日の13か月の変則決算となっております。このため、前事業年度との比較は行っておりませんが、参考情報として前事業年度13か月の実績値を記載しております。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種率の向上や行動制限緩和の取組が進み、経済活動は持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格の高騰、急速な円安進行による金融市場の動向等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

当社の事業領域である中堅・中小企業のM&A市場は、後継者不在の中小企業への日本政府による積極的な対策及び推進が功を奏したこともあり、中長期的に拡大傾向にあります。「2022年版中小企業白書」によると、2021年に休廃業・解散した4万4千社のうち5割超の企業は、直前期の決算が黒字であり、貴重な経営資源を散逸させることなく、次世代の意欲ある経営者への事業承継を促進し、日本経済の持続的な成長につなげる取組が重要となっています。加えて、中小企業庁が2021年4月に策定した「中小M&A推進計画」に基づき、M&A支援機関登録制度の創設や事業承継ガイドラインの改訂等、様々な取組が進められています。また、政府は中堅企業等の成長促進のための重点3本柱の取組方針の一つとして「事業再生・M&Aを含む事業承継の促進」を挙げており、2022年6月には新たな取組方針案が示されるなど、官民で中小企業のM&Aを推進するための取組が進んでいます。

このような環境下、当社は2021年10月に組織力の強化等を目的としてソーシングルート別に組織再編を行いました。さらにチーム制を導入することで受託案件の組織的対応を推進し、より効率的に案件に取り組むことで、さらなる成長を目指しております。また、スタートアップ企業のM&A開拓を強化するため、イノベーション支援室を新設し、ベンチャー企業と大企業の提携を促進するための新サービスとして「S venture Lab.」を開始しました。

営業面におきましては、WEBセミナーの開催やWEB会議システムによる面談を活用し、新規顧客獲得や成約活動に努めました。また、業種別にWEB広告や提案型営業を展開し、幅広くM&Aニーズの発掘に取り組みました。

さらに、会計事務所に圧倒的な認知度を誇る株式会社税務研究会との共同でのM&A仲介サービスの開始や、名税協共済会及び東海税協広栄会、大阪・奈良税理士協同組合との業務

提携の開始等、提携先と連携したサービス提供の強化を図りました。また、提携先金融機関より人材を受け入れることで、提携先金融機関内におけるM&A人材の育成を担い、協業によるM&A支援体制の強化を行いました。

人員面におきましては、今後の業績拡大を図るため積極的な採用を進めたことで、当事業年度においてM&Aコンサルタントを22名増員しました。

この結果、当事業年度における成約組数（※1）は195組（前事業年度151組）、成約件数（※2）は379件（前事業年度290件）となりました。大型案件（1組あたりの売上が1億円以上の案件）の成約は、19組（前事業年度17組）となりました。新規受託（※3）は661件（前事業年度518件）となりました。

- （※1）成約組数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務として携わったM&A取引数（ディールベース）。
- （※2）成約件数：当社が仲介業務またはアドバイザー業務としてM&A成約に至った契約件数（社数）。
仲介業務の場合は1取引で売手1件、買手1件の計2件とカウントし、アドバイザー業務の場合は1取引で1件とカウント。
- （※3）新規受託：売手と仲介業務契約を新規に締結すること（アドバイザー業務の場合、契約を締結し、実質的に業務が開始されたこと）。

当社の経営成績は、成約件数が増加したことにより、売上高は10,727百万円（前事業年度9,034百万円）となりました。売上原価は、売上に伴うインセンティブ給与やM&Aコンサルタントの増員により人件費2,527百万円の計上と案件にかかる紹介料789百万円の計上により、3,570百万円（前事業年度3,309百万円）、販売費及び一般管理費は、給与及び役員報酬等の人件費1,318百万円の計上や地代家賃378百万円の計上により、2,932百万円（前事業年度2,273百万円）となった結果、営業利益は4,224百万円（前事業年度3,451百万円）となりました。これらの結果を受け経常利益は、4,226百万円（前事業年度3,475百万円）となりました。この結果、当期純利益は2,962百万円（前事業年度2,395百万円）となりました。

当社の成約組数、成約件数、新規受託及び売上高の当事業年度の実績と当初計画は次のとおりとなります。

	2022年9月期 (実績)	2022年9月期 (目標)	2022年9月期 (達成率%)
成約組数 (組)	195	206	94.7
成約件数 (件)	379	407	93.1
受託案件 (件)	661	660	100.2
売上高 (百万円)	10,727	11,208	95.7

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はして
おりません。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資等の総額は107百万円であり、その主な内訳は、名古屋オフィスの増床及び広島オフィスの新設、福岡オフィスの移転に伴う有形固定資産の取得等でありました。このほか、来期に予定している本社の増床等に伴い、敷金を新たに626百万円差し入れております。

なお当事業年度において、重要な設備の除却、売却はありません。

(3) 資金調達の状況

重要な事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2022年7月に創立25周年をむかえ、新たなミッション「世界を変える仲間をつくる。」を制定し、選択と集中のため事業や子会社を売却したい方、経営環境の変化に合わせるために事業や子会社を買収したい方、後継者不在で引き継ぎ先を探す必要に迫られている方、企業の更なる成長のために資金調達又は経営権の譲渡を望まれる方など、それぞれ企業の変化に合わせた経営体制の構築をM&Aを通じて支援することにより、広く社会に貢献することを企業理念としております。

具体的な取組については、下記のとおりとしております。

①当社は会社設立時から、公認会計士・税理士を中心とした会計分野の専門性を有するプロフェッショナル集団であり、中堅・中小企業のM&A仲介事業を主たる事業として展開してまいりました。引き続き、専門性の高い業務提供を行うことで、顧客が安心して満足できるM&Aを創出していく方針であります。

②当社でのM&A仲介は、インターネットを積極的に活用しており、インターネット経由でのマッチングを強化するため、「M&A市場SMART」のWEBサイトの更新を図り、利便性を高めていく方針であります。一方、当社でのM&A仲介は、より多くの買収候補先を探索し、譲渡希望者に提案できることを目指しております。このため、日々の業務活動を通じて得られる買収ニーズをデータベース化し、これを活用することで相手先を探索するほか、提携金融機関からの紹介による探索など、マッチング手法の強化を図っていく方針でもあります。

③M&Aの利便性やM&Aによる問題解決策を広く社会に認知していただけるよう「M&A Online」等のWEBサイトを通じた情報発信を拡充していく方針であります。また、譲渡希望企業より買収希望企業の数をはるかに多く、買収ニーズがあるものの、現実的に買収できない企業が多く存在します。この状況を踏まえ、当社は買収を検討する企業のために「プレマーケティングサービス」を提供しております。このサービスは当社が買収希望企業の代わりに、譲渡希望企業の探索活動を一括して請け負い、M&A成約までのフルサポートを行います。当サービスを活用し、買収希望企業に買収を検討する機会をより多く提供していく方針であります。

④現在の環境としては、オーナー社長の高齢化や後継者不在の企業数の増加を背景に、日本国内の中堅・中小企業のM&Aは拡大傾向にあります。一方で、M&Aは後継者不在の解決策に限定されるものではなく、中期的な事業の拡大を図るために、事業承継のM&A市場だけにとらわれず、選択と集中のためのM&A、グループ企業のM&A、スタートアップ企業のM&A、事業再生のためのM&A等、事業承継以外のM&A市場でも積極的に活動してまいります。当事業年度ではスタートアップ企業と大企業の提携を進める会員制の新サービス「S venture Lab.」を開始し、資金を必要とするスタートアップ企業とイノベーションを求める大企業を結びつけ、新しいビジネスや市場を生み出すことを目指していく方針であります。

⑤当社は2022年4月に東京証券取引所のプライム市場に移行いたしました。プライム市場ではより高い水準のガバナンス体制が求められており、当社はガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。また、SDGsの様々なゴール達成に貢献するため、サステナビリティ推進委員会を中心に、M&A支援を通じた事業活動における優先課題への取組及び当社の組織活動における優先課題への取組を推進していくとともに、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に基づく情報開示等を推進していく方針であります。

これらの経営方針及び取組のもと、今後3年間において、下記のとおり成約組数及び売上高を増加させていくことを当面の目標としております。また、案件の成約に先立ち、案件の新規受託が必須となることから、成約組数達成のための先行指標となる新規受託件数も下記のとおり目標としております。これらの数値目標は、每期、その期の活動状況を踏まえ、見直す方針としております。

	2022年9月期 (実績)	2023年9月期 (目標)	2024年9月期 (目標)	2025年9月期 (目標)
成約組数 (組)	195	277	318	374
売上高 (百万円)	10,727	15,266	18,126	21,879
新規受託 (件)	661	756	890	1,036

上記の目標達成には、M&Aコンサルタントの増員も必要不可欠となり、今後については、下記のとおり増員を計画しております。

	2022年9月期 (実績)	2023年9月期 (計画)	2024年9月期 (計画)	2025年9月期 (計画)
M&Aコンサルタント数 (人)	177	217	259	309

なお、採用したコンサルタントについては、入社後1年間は収益貢献がほぼなく、2年目で1～2組の案件成約、3年目で2～3組の案件成約というように経験とともに成約数が増加することが一般的であります。

当社が事業を推進するにあたり、当社の事業及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる個別のリスクは次のとおりであります。

①信用力及び知名度の向上

中堅・中小企業の譲渡希望企業にとって、会社を譲渡することは非常に重い決断であるとともに、今まで企業を育ててきた努力を将来の新たな活力につなげる生涯における一大事です。譲渡希望企業は様々な不安を抱えながら、決断を行い、理想の買収先を求め、交渉を進めていきます。一方、買収希望企業にとっては、貴重な経営資源を新たな会社に投下することは新たなリスクを抱えるものであり、慎重に会社を選定し、交渉を進め、決断を行います。

このような状況下、譲渡希望企業と買収希望企業がM&Aを進める上では、仲介会社である当社の信用力が必要不可欠であり、顧客からの安心感を得られる体制を構築することが重要な課題であると認識しております。

この課題を解決すべく、社会的信用力の向上を目指すとともに、更に信頼される企業となるべく、社内管理体制及びコンプライアンス体制の整備・充実を図ってまいります。また、業務・サービスの品質を高めるべく、従業員の専門性を高めるため社内教育を推進するとともに、徹底的に顧客と向き合い案件を進めていく企業文化を構築するため、案件の検討に関

する会議を定期的開催し、社内コミュニケーションの促進、情報の共有を推進してまいります。

一方、M&A仲介会社の社数は、昨今急増しており、競争環境も激化している状況にあります。多くのM&A仲介会社の中から当社を選んでもらうためには、信用力に加え、知名度の向上も課題になると認識しております。このため、知名度向上のための施策も積極的に取り組んでまいります。

②譲渡案件の探索

M&A仲介事業の拡大のために、譲渡案件の探索及び受託を重要な課題と考えております。当社では、セミナー開催、広報誌の発行、WEB・新聞・雑誌での記事掲載により、M&Aに関する情報発信による潜在的な譲渡希望ニーズの発掘に取り組んでおりますが、発信する情報の拡充を図るとともに、効果的・効率的に譲渡案件が受託できるよう努めてまいります。この一環として、M&A専門の情報サイト「M&A Online」上のコンテンツを充実させることで情報発信をさらに強化してまいります。また、経営者の悩みやニーズに適切に応えるべく、潜在的な顧客へのダイレクトマーケティングも持続的に強化してまいります。

一方、金融機関や会計事務所を中心とした業務提携により間接的な案件受託を推進しておりますが、当該受託の増加を図るため、新たな提携先の探索や提携領域の拡大に取り組んでまいります。

③M&A活動エリア、M&A対象分野の拡充

当社は、東京に本社を置くとともに、札幌、仙台、名古屋、大阪、高松、広島、福岡にオフィスを設置し、全国の企業をM&A仲介の対象としておりますが、社内の人的資源にも限りがあり、全国全てのエリアにおいてM&Aニーズへの十分な対応ができていないと判断しておりません。このため、顧客ニーズに十分な対応ができていないエリア等を見極め、その時々で注力エリアを選別することで経営資源の有効的な活用を図るとともに、中長期的にはそのエリアの拡大に努めてまいります。

事業承継問題を背景に、中堅・中小企業のM&A市場は活性化している状況ですが、事業承継だけに限定することなく、選択と集中、スタートアップ企業のエグジット、事業整理、事業再生目的等多様なM&Aニーズにも対応を図るとともに、M&Aを利用した新たな問題解決手法を創出することも視野に入れ、M&A市場全体が発展していく中で安定的な経営が行えるよう努めてまいります。2021年10月に設置した「イノベーション支援室」

を中心に、スタートアップ企業のM&A促進への活動を強化してまいります。

④人材の確保・育成

当社では、M&A仲介事業を持続的に成長させるために最重要となる経営資源は人的資源であると考えており、優秀なM&Aコンサルタントを継続的に獲得し、育成し、維持していくことが課題であると認識しております。

獲得に関しては、専門的な知識を有する人材、多様な分野に精通している人材、営業力・交渉力に長けた人材等の有能な人材を獲得することに注力していく方針としております。

従業員の育成のため、専門的知識や専門的スキルの向上のための社内研修の充実、M&A情報の共有等の施策に取り組んでまいります。また、チーム制を導入しており、チームとして多様な案件に対応することを通じて、個人の経験を高める施策を推進しております。当事業年度に入社したM&Aコンサルタントが早期に収益貢献できるよう育成に努めてまいります。さらに、優秀なM&Aコンサルタントの定着率を向上させるため、成果主義に基づく給与制度や人事考課制度を採用しておりますが、社会環境や組織構造の変化に対応して随時見直しを行うとともに、従業員が積極的に仕事に取り組める環境を整備してまいります。

⑤案件の進捗管理

業績目標を達成する上では、個々案件の成約に向けた進捗管理が重要な課題になると認識しておりますが、案件の成約時期については、譲渡希望先と買収候補先のそれぞれの意向や意思決定手続等により左右され、当社で完全にコントロールできない面もあります。また最近では、譲渡希望先と買収候補先のいずれかが大企業となるケースも増えており、以前に比べると成約までの期間が長期化する傾向にあります。

当社では、コンサルタントが成約目標時期を譲渡希望先と買収候補先に示すとともに、当事者の意思決定プロセスも考慮し、スケジュール化することで、成約までの期間がさらに長期化することのないよう努めております。また全案件の進捗管理のため、毎週、案件の進捗状況を把握し、必要に応じた対策を図るようにしております。さらに、会計・法律などの専門家で構成された業務支援部を設置し、コンサルタントをサポートするとともに、専門知識が必要となる高度ないし複雑な案件も成約できる支援体制を整備しております。

これらの施策により、案件の進捗管理は徐々に改善されておりますが、さらに改善の余地はあると考えており、また、進捗管理の対象となる案件数も増加傾向にあることから、継続的に管理体制の見直しに努めてまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第23期	第24期	第25期	第26期 (当事業年度) 2022年9月期
		2019年8月期	2020年8月期	2021年9月期	
売上高	(千円)	5,077,679	6,916,705	9,034,500	10,727,244
経常利益	(千円)	1,889,643	2,983,494	3,475,638	4,226,531
当期純利益	(千円)	1,342,336	2,202,581	2,395,713	2,962,404
1株当たり当期純利益	(円)	69.86	115.29	125.33	155.23
総資産	(千円)	6,427,282	9,045,900	10,958,966	12,809,404
純資産	(千円)	5,162,181	7,091,030	9,077,036	11,248,550
1株当たり純資産額	(円)	270.00	370.98	474.41	587.62

(注) 第25期につきましては、決算期の変更に伴い、2020年9月1日から2021年9月30日までの13か月間となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年9月30日現在)

事業	事業内容
M&A仲介事業	顧客間のM&Aを仲介、もしくはアドバイスし、顧客のM&A取引を創出しております。 またこれに付随して、顧客間でのM&A取引を検討するための判断材料の提供業務も行っております。具体的には企業評価、財務デューデリジェンス等の業務となります。

(8) 主要なオフィス (2022年9月30日現在)

事業所	所在地
本社	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 三井物産ビル15階
札幌オフィス	北海道札幌市中央区北三条西三丁目1番1号 大同生命札幌ビル3階
仙台オフィス	宮城県仙台市青葉区中央三丁目1番24号 荘銀ビル5階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋15階
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号 本町南ガーデンシティ9階
高松オフィス	香川県高松市紺屋町9番地6 高松大同生命ビル5階
広島オフィス	広島県広島市中区紙屋町二丁目1番22号 広島興銀ビル4階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番1号 JRJP博多ビル9階

(9) 従業員の状況 (2022年9月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220名	29名増	35.8歳	2.7年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者を含んでおりません。

- (10) 主要な借入先の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 19,354,200株
 (自己株式 213,459株含む)
 (3) 株主数 6,254名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社K&Company	5,400,000株	28.21%
荒井 邦彦	3,077,000株	16.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,392,300株	7.27%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	662,200株	3.46%
金田 和也	637,000株	3.33%
石塚 辰八	570,800株	2.98%
鈴木 伸雄	540,000株	2.82%
大同生命保険株式会社	498,000株	2.60%
三井住友信託銀行株式会社	454,000株	2.37%
中村 康一	405,100株	2.12%

(注)持株比率は、自己株式213,459株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当該事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容等の概要
該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

2017年11月30日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回新株予約権

名称	第2回新株予約権	
発行決議日	2017年11月30日	
新株予約権の数	311 個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 62,200株 (新株予約権1個につき200株)	
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,458円	
新株予約権の権利行使期間	2019年12月1日から2022年11月30日まで	
新株予約権の行使の条件	(注)	
割当先	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数：200個 目的となる株式数：40,000株 保有者数：1名
	従業員	新株予約権の数：111個 目的となる株式数：22,200株 保有者数：5名

(注) 新株予約権の行使条件

①新株予約権者は、2018年8月期における当社の損益計算書(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結営業利益を参照する。)に記載された営業利益(本新株予約権の発行に伴い計上される費用を除くものとする。以下同様。)が13億円を超過しており、かつ2019年8月期または2020年8月期のいずれかの期における営業利益が20億円を超過した場合にのみ、新株予約権を行使することができる。

なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の権利行使においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年9月30日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 井 邦 彦		
取締役副社長	鈴 木 伸 雄		(株)セルバンク 取締役
常務取締役	金 田 和 也	執行役員 コンサルティング 本部担当	
取 締 役	中 村 康 一	執行役員 管理部担当	
取 締 役	田 代 正 明		
取 締 役	小 駒 望 (戸籍名：今岡 望)		小駒望公認会計士事務所 代表 虎ノ門有限責任監査法人 社員 ユナイテッド(株) 社外監査役 (株)FIS 社外監査役
常勤監査役	荒 木 二 郎		
監 査 役	寿 藤 聡		税理士法人ブレイン総合会計 代表社員
監 査 役	黒 松 百 亜		晴海協和法律事務所

- (注) 1 田代正明及び小駒望の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 当社は、東京証券取引所に対し、田代正明、小駒望、荒木二郎、寿藤聡及び黒松百亜の5氏を独立役員として届け出ております。
- 4 常勤監査役荒木二郎氏は金融機関の経営者として豊富な経験と幅広い知識を有しており、監査役寿藤聡氏は公認会計士及び税理士としての高い専門性と豊富な経験を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役田代正明氏及び社外取締役小駒望氏並びに社外監査役荒木二郎氏、社外監査役寿藤聡氏及び社外監査役黒松百垂氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項で定める最低責任限度額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は当社の取締役及び監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を填補するものです。

ただし、一定の免責額の定めを設けているほか、被保険者による違法な利益供与または犯罪行為等に起因する賠償責任については当該保険契約によっても填補の対象としないこととしております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項等

(取締役)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のほか、業績に対する経営責任を明確にする観点から、業績連動報酬を支給することとしております。取締役の基本報酬額については、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会が、役位、職務内容、職務量等を考慮して決定した答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。業績連動報酬の支給額決定に際しては、指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申内容を踏まえ、取締役会の決議により決定する方針としております。なお、決定方針については、2021年2月19日開催の取締役会にて決定しております。

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容について、決定方法及び決定された内容が当該決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(監査役)

監査役の報酬は、その職務の特性から、基本報酬のみを支給することとしております。監査役の基本報酬額については、監査役の協議により決定する方針としております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額400百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名であります。

監査役の報酬額は、2014年11月25日開催の定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会が決定しており、該当事項はありません。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	329,100	149,100	180,000	—	4
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	10,800	10,800	—	—	2
社外監査役	17,700	17,700	—	—	3

⑤ 業績連動報酬に関する事項

取締役の業績連動報酬については、各事業年度の利益計画を図るとともに、事業の拡大・成長を推進するため、各事業年度の営業利益の目標達成度に応じ、営業利益額に応じた報酬体系としております。営業利益額とは、業績連動報酬控除前の営業利益に基づくものとしております。業績連動報酬の上限額計算式に基づき、各取締役の業績貢献度及び取締役の報酬限度額等を踏まえ、取締役会決議により、具体的な支給額を決定しております。

業績連動報酬の上限額＝営業利益（業績連動報酬控除前）×業績達成係数※

※業績達成係数

- ①営業利益が期初計画を上回る場合：4%
- ②営業利益が期初計画の90%を下回る場合：0%
- ③営業利益が期初計画の90%以上100%以下の水準の場合：
 $4\% \times (\text{達成率} - 90\%) / (100\% - 90\%)$

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の営業利益（業績連動報酬控除前）の目標額は4,678百万円、実績額は4,693百万円で期初計画を上回る結果となりました。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	小 駒 望 (戸籍名：今岡 望)	小駒望公認会計士事務所 代表	開示すべき取引関係はありません。
		虎ノ門有限責任監査法人 社員	開示すべき取引関係はありません。
		ユナイテッド(株) 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
		(株)FIS 社外監査役	開示すべき取引関係はありません。
監査役	寿 藤 聡	税理士法人ブレイン総合会計 代表社員	開示すべき取引関係はありません。
監査役	黒 松 百 亜	晴海協和法律事務所	開示すべき取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

地位及び氏名	主な活動状況等
取締役 田 代 正 明	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、主に会社経営者としての経験で培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
取締役 小 駒 望	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、併せて業務執行に対する監督を行っております。また、当社が任意で設置する取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の委員であり、当事業年度に開催された委員会5回の全てに出席し、取締役の報酬制度の検討や個別報酬額の検討等の場面において、透明性・客観性を高めることに貢献しております。
常勤監査役 荒 木 二 郎	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、主に金融機関を通じて培った知識や見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

地位及び氏名	主な活動状況等
監査役 寿 藤 聡	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。
監査役 黒 松 百 亜	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の 全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上 有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 15,000千円

②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2 監査役会は、当社規模、特異性及び監査日数等の諸要素を勘案し、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社では、取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を決議し、当該方針に従い内部統制の整備・運用を図っております。基本方針については、環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は下記のとおりであります。

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、かつ社会的な要請や期待に応えていくことを企業倫理として醸成していき、コンプライアンス推進委員会を中心に、社内でのコンプライアンスの周知徹底を図る。
- ・取締役は、重大な法令違反や社内規程違反を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告し、必要に応じて外部専門家に協力いただきながら対応に努める。
- ・反社会的勢力との取引排除に向けて、反社会的勢力に対する基本方針を定め、社内に周知し、これらに該当する者に対して毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・文書管理規程、営業秘密等管理規程を制定し、社内情報の保管・管理を行う。
- ・個人情報保護規程、情報システム管理運用規程等を制定し、安全に情報が管理される体制を構築する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、これに基づき、リスクの事前把握に努めるとともに、会社のリスク情報が社長に集約される仕組みを構築し、迅速かつ適切な組織対応を図る。
- ・法律事務所及びその他専門家から必要に応じて助言を受けるとともに、リスクに対して迅速な対応が図れるようこれらの者と密接な関係を構築する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・社内規程において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制に基づく職務執行の効率化を図る。

- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社に子会社は存在しないものの、新たに子会社が生じた場合には、遅滞なく子会社の管理のための規程を制定し、適切な管理体制を構築するものとする。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、その使用人の独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合又は補助すべき使用人の増員を求めた場合、監査役と協議の上、適任と認められる使用人を配置する。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、その使用人に対する指揮命令、監督、人事考課等の権限は監査役会に移譲されるものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・毎月定期的に取り締役会を開催し、取締役から重要事項について報告を行うものとする。また、取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況等を報告するものとする。更に、監査役は、定期的に社長との意見交換会を開催するとともに、定期的に管理部担当役員から業績等についての詳細報告を受ける。
- ⑧監査役職務執行で生ずる費用又は債務に関する事項
- ・監査役会は、毎年、監査役職務に関する予算を会社に請求できるものとし、また、予算が不足する場合には追加での費用を請求できるものとし、当社は、明らかに職務に関係しないと認められるものが含まれる場合等拒否事由がある場合を除き、これに応じる。
- ⑨その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役は、監査役監査環境の整備、向上に協力する。
 - ・監査役は、管理部その他の各部門に対して、必要に応じて、監査への協力を求めることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、下記のとおりであります。

- ①取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、社外取締役2名が選任されております。また、コンプライアンス意識を高めるため、コンプライアンス推進委員会を開催するとともに、役職員に対し必要な研修を行っております。社内規程等は常時見直しを行い更新するとともに、その内容を周知し、常時確認できるようにしております。
- ②監査役会は14回開催され、全員が社外監査役により構成されております。監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門への監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

(注) 本事業報告中における記載数字は、金額・株数は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

貸借対照表

2022年9月30日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,856,840	流動負債	1,560,854
現金及び預金	8,542,139	買掛金	138,807
売掛金	405,227	未払金	1,371,225
前払費用	98,254	契約負債	13,038
未収消費税等	863,178	預り金	37,783
未収還付法人税等	942,038	負債合計	1,560,854
その他	8,433	(純資産の部)	
貸倒引当金	△2,431	株主資本	11,246,131
固定資産	1,952,564	資本金	823,741
有形固定資産	373,714	資本剰余金	801,491
建物	260,522	資本準備金	801,491
工具、器具及び備品	112,201	利益剰余金	10,233,233
土地	990	その他利益剰余金	10,233,233
無形固定資産	5,729	オープンイノベーション促進積立金	17,587
ソフトウェア	5,729	繰越利益剰余金	10,215,645
投資その他の資産	1,573,119	自己株式	△612,334
投資有価証券	328,844	評価・換算差額等	1,298
関係会社株式	103,160	その他有価証券評価差額金	1,298
出資金	10,000	新株予約権	1,119
繰延税金資産	109,621	純資産合計	11,248,550
敷金	985,134	負債純資産合計	12,809,404
その他	53,508		
貸倒引当金	△17,150		
資産合計	12,809,404		

損 益 計 算 書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,727,244
売上原価		3,570,159
売上総利益		7,157,085
販売費及び一般管理費		2,932,686
営業利益		4,224,398
営業外収益		
受取利息	176	
受取配当金	340	
受取損害賠償金	2,400	
その他	215	3,132
営業外費用		
自己株式取得費用	999	999
経常利益		4,226,531
税引前当期純利益		4,226,531
法人税、住民税及び事業税	1,245,010	
法人税等調整額	19,115	1,264,126
当期純利益		2,962,404

株主資本等変動計算書

(自 2021年10月1日 至 2022年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		利益剰余金 合計
					オープン イノベーション 促進積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	823,741	801,491	8,885	810,377	—	7,911,295	7,911,295
当期変動額							
剰余金の配当						△612,037	△612,037
当期純利益						2,962,404	2,962,404
自己株式の取得							
自己株式の処分			△37,315	△37,315			
利益剰余金から 資本剰余金への振替			28,429	28,429		△28,429	△28,429
オープンイノベーション 促進積立金の積立					17,587	△17,587	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△8,885	△8,885	17,587	2,304,349	2,321,937
当期末残高	823,741	801,491	—	801,491	17,587	10,215,645	10,233,233

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△473,397	9,072,017	1,544	1,544	3,474	9,077,036
当期変動額						
剰余金の配当		△612,037				△612,037
当期純利益		2,962,404				2,962,404
自己株式の取得	△500,114	△500,114				△500,114
自己株式の処分	361,176	323,860				323,860
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—				—
オープンイノベーション 促進積立金の積立		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△245	△245	△2,354	△2,599
当期変動額合計	△138,937	2,174,113	△245	△245	△2,354	2,171,514
当期末残高	△612,334	11,246,131	1,298	1,298	1,119	11,248,550

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年11月18日

株式会社ストライク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 椎 名 弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和 久 友 子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ストライクの2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

その計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討することにある。また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月18日

株式会社ストライク 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 荒 木 二 郎 ㊟
監査役（社外監査役） 寿 藤 聡 ㊟
監査役（社外監査役） 黒 松 百 亜 ㊟

以 上

〈× ㄇ 欄〉

招集通知

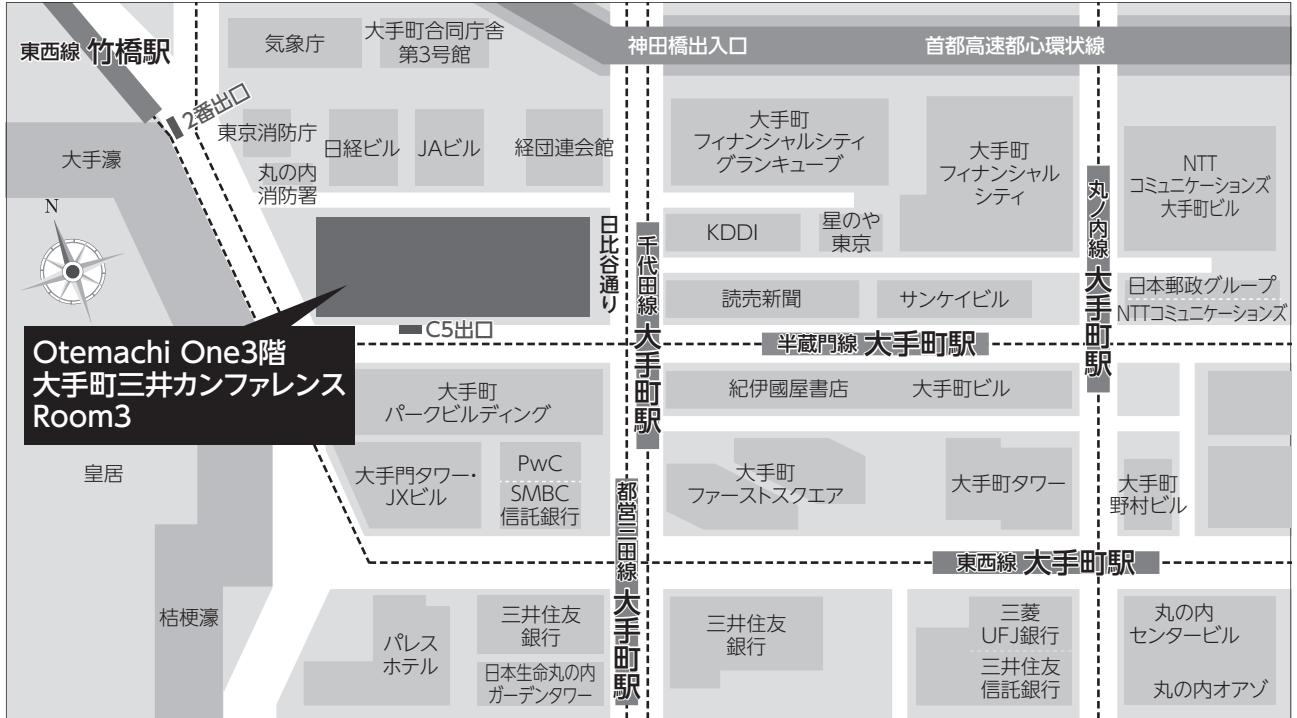
株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会会場ご案内図



会場

Otemachi One 3階 大手町三井カンファレンス Room 3

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

交通機関のご案内

大手町駅

- 東京メトロ
- 千代田線
 - 丸ノ内線
 - 半蔵門線
 - 東西線

- 都営地下鉄
- 三田線

竹橋駅

- 東京メトロ
- 東西線

C 5 出口直結

2 番出口より徒歩約 5 分

(お願い) ●本株主総会につきまして、極力、書面又は電磁的方法（インターネット等）により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

●なお、会場には駐車場の用意がございませんので、お車のご来場はご遠慮ください。